

◎新潟県告示第102号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年2月6日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
はくちょう歯科	長岡市城内町1-611-1 長岡駅2F C o C o L o長岡メディカルヘルシーモール	令和5年12月19日
岩本歯科医院	上越市川原町6-21	令和5年12月31日
くまくら歯科医院	新発田市大栄町2-2-20	令和5年11月1日
新発田駅前 ひらた内科クリニック	新発田市諏訪町1丁目2番11号イクネスしばたM I N T O館2階	令和5年12月31日
すまいる薬局	五泉市太田976-1	令和5年12月31日